



長野県報

6月11日(木)
平成27年
(2015年)
第2681号

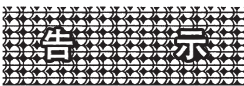
目次

告 示

生活保護法に基づく医療機関の指定（地域福祉課）	1
生活保護法に基づく施術者の指定（地域福祉課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出（保健・疾病対策課）	3
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（保健・疾病対策課）	3
都市計画事業の事業計画の変更認可（生活排水課）	4
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知（森林づくり推進課）	5
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	5
平成28年度長野県立中学校入学者選抜要綱の制定（高校教育課）	6

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（県民協働課）	6
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	6
農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画の認可（農村振興課）	6
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（都市・まちづくり課）	7
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	7



長野県告示第293号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、医療機関を次のとおり指定しました。

平成27年 6 月11日

長野県知事 阿 部 守 一

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あおくぼ薬局	長野県上田市蒼久保1144－10	平成27年 4 月 1 日
ファーマみらい上牧薬局	長野県伊那市上牧6336－5 番地	平成27年 4 月 1 日
かいぬま耳鼻咽喉科医院	長野県千曲市内川611－1	平成27年 4 月 1 日
カタクリ薬局	長野県茅野市宮川4438－1	平成27年 4 月 1 日
花田眼科	長野県諏訪市城南 2 丁目2453－1	平成27年 3 月 1 日

長野県厚生農業協同組合連合会富士見高原医療福祉センター富士見高原病院	長野県諏訪郡富士見町落合11100	平成27年 1 月 1 日
玉井歯科医院	長野県東筑摩郡麻績村麻4157－ 1	平成27年 4 月 1 日
わかば薬局こさと	長野県上田市古里1927－ 1	平成27年 4 月 1 日
佐久市国民健康保険平尾診療所	長野県佐久市上平尾877番地 1	平成27年 4 月 1 日
にこにこデンタルクリニック	長野県大町市常盤3587番地 1	平成27年 4 月 1 日
倉田歯科医院	長野県上伊那郡南箕輪村3444	平成27年 4 月 1 日

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
上田中央訪問看護ステーション	長野県上田市中央 1－ 4－ 10	上田中央訪問看護ステーション	長野県上田市中央 1－ 4－ 10	平成27年 4 月 1 日

地域福祉課

長野県告示第294号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により、施術者を次のとおり指定しました。

平成27年 6 月11日

長野県知事 阿 部 守 一

1 施術者

氏 名	住 所	指 定 年 月 日
須藤祐介	長野県松本市並柳 2－14－ 7 ローズメイ 106	平成27年 4 月 1 日
中塚誠	長野県上伊那郡宮田村3259－ 1	平成27年 2 月 1 日
白鳥裕美	長野県伊那市美篤10177	平成27年 2 月 1 日
中塚陵太	長野県上伊那郡宮田村3259－ 1	平成27年 4 月 1 日
城田政夫	長野県千曲市大字戸倉2088－ 8	平成27年 4 月 1 日
城田知訓	長野県千曲市大字戸倉2088－ 8	平成27年 4 月 1 日
久保聖	長野県北安曇郡松川村5724－316	平成27年 5 月 1 日
中村吉孝	長野県安曇野市三郷温1910－ 2	平成27年 5 月 1 日
山本陽介	長野県茅野市玉川927－ 6	平成27年 4 月 1 日
畑中弘之	長野県飯田市上郷黒田3179	平成27年 4 月 1 日
武井丈尊	長野県安曇野市穂高7701－ 1	平成27年 4 月 1 日

2 施術所

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
あずさ治療院	長野県松本市並柳 2－14－ 7 ローズメイ 106	平成27年 4 月 1 日
中塚鍼灸接骨院	長野県上伊那郡宮田村3259－ 1	平成27年 2 月 1 日
城田治療院	長野県千曲市大字戸倉2088－ 8	平成27年 4 月 1 日
久保指圧治療院	長野県北安曇郡松川村5724－316	平成27年 5 月 1 日

中村整骨院	長野県安曇野市三郷温1910－ 2	平成27年 5 月 1 日
山本整骨院	長野県茅野市本町東 5 －23	平成27年 4 月 1 日
訪問マッサージ畑中	長野県飯田市上郷黒田3179	平成27年 4 月 1 日
武井整骨院	長野県安曇野市穂高7701－ 1	平成27年 4 月 1 日

地域福祉課

長野県告示第295号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第 2 項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

平成27年 6 月11日

長野県知事 阿 部 守 一

精神通院医療

医療機関の名称	所 在 地	指定した年月日
アーク調剤薬局 長野上松店	長野市上松 3 －23－20	平成27年 6 月 1 日
オリジン薬局 須坂店	須坂市大字須坂字青木1345－ 1	平成27年 6 月 1 日
マスミツ薬局	中野市中央 2 － 6 －18	平成27年 6 月 1 日
波田サン・マウント薬局	松本市波田4417－188	平成27年 6 月 1 日
訪問看護ステーションとよの	長野市豊野町豊野655－ 5	平成27年 6 月 1 日

保健・疾病対策課

長野県告示第296号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成27年 6 月11日

長野県知事 阿 部 守 一

精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
土田薬局 諏訪郡下諏訪町235－ 1	土田薬局 諏訪郡下諏訪町242－ 1	平成27年 5 月 7 日
ニチイケアセンター篠ノ井訪問看護 ステーション 長野市篠ノ井御幣川1232－ 1	ニチイケアセンター篠ノ井中央訪問看護ステーション 長野市篠ノ井御幣川1157－ 1	平成27年 4 月 1 日

保健・疾病対策課

長野県告示第297号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成27年 6 月11日

長野県知事 阿 部 守 一

医療機関の名称	所 在 地	辞退予告期間終了年月日
波田サン・マウント薬局	松本市波田4417－188	平成27年 5 月31日
ひろおか薬局	佐久市三塚191－37	平成27年 6 月30日

長野県告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成27年6月11日

長野県知事 阿部 守一

1 施行者の名称

上田市

2 都市計画事業の種類及び名称

上田都市計画下水道事業 上田市公共下水道

上田市特定環境保全公共下水道

3 事業施行期間

昭和42年10月5日から

平成33年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和42年建設省告示第3326号、昭和43年建設省告示第308号、昭和46年長野県告示第621号、昭和51年長野県告示第174号、昭和56年長野県告示第661号、昭和62年長野県告示第186号、昭和63年長野県告示第787号、平成2年長野県告示第697号、平成4年長野県告示第398号、平成5年長野県告示第918号、平成5年長野県告示第919号、平成7年長野県告示第412号、平成9年長野県告示第206号、平成9年長野県告示第614号、平成11年長野県告示第600号、平成12年長野県告示第413号、平成13年長野県告示第302号、平成14年長野県告示第450号、平成14年長野県告示第530号及び平成17年長野県告示第166号の事業地のうち、大字塩川字郷仕川原、字市ノ町、字芝宮、字松葉、字大岩、字鶴巻、字ハッ口及び字籠田並びに大字下塩尻字伊勢田、字下川原、字岩鼻、字山根、字石原田、字大高呂、字大道添、字大日河原、字中ノ島、字殿海道、字南田、字日越、字日月及び字屏風岩並びに大字下丸子字老町田、字池田、字塚田及び字道定並びに大字下之郷字下迎、字産川、字中迎及び字唐臼並びに大字下之条字一丁田、字下河原、字久根下、字宮裏、字古屋敷、字高河原、字根津田、字根津田久保、字坂下、字山崎、字産川、字寺前、字若宮、字須々貴山、字吹田、字中坊、字八幡田、字本組及び字落田並びに大字吉田字下久根、字宮島、字宮脇、字原田、字古池下、字三丁町、字前沖、字曾里町及び字裏沖並びに大字古里字一本木、字英、字下川原、字掛ノ宮、字久保、字京田、字向田、字広野、字篠井原、字社宮司、字松ノ木、字上川原、字神ノ嶽、字諏訪町、字西ノ手、字大畑、字竹代、字天竺、字東ノ手、字堂前、字富士見台、字宝来、字本城、字紋蔵及び字柳町並びに大字御所字原堰下、字原堰上及び字原峠下並びに大字御嶽堂字岩下、字岩谷堂、字芹田、字上組、字新原田、字新原田新開及び字反田並びに大字国分字干池字古屋敷、字古城、字上沖、字上澤沖、字西沖及び字西川原並びに大字腰越字一本木、字間ノ田、字宮ノ前、字五里ノ内、字後田、字荒神平、字寺開土、字車田、字上川原、字深山屋敷、字深山沢、字清水尻、字

西町、字石合、字中田、字中島、字道本開土、字夫婦石、字柳切及び字籠田並びに材木町2丁目並びに大字秋和、字亀田、字寺山、字親田、字大蔵京、字大明神、字中之島、字風呂川及び字六九並びに大字住吉字土、字横山、字横田、字外屋敷、字宮山、字宮田、字宮平、字郷之田、字金草、字権現山、字向屋敷、字向江田、字向山、字腰田、字社宮地、字菅清水、字小屋入、字小丸山、字小碓、字小梨久保、字上手村、字上野、字城代屋敷、字諏訪田、字西ノ入、字西山、字蔵王、字大碓、字大梨久保、字地蔵山、字中村、字中道、字鳥居町、字鶴巻、字島田、字東沢、字東條、字湯ノ入、字道前、字日蔭、字入詰、字熱泰寺、字馬場、字萩久保、字白山、字八反、字般若堂、字幅田、及び字籠田並びに大字小泉字伊勢宮川原、字塩田川原、字塩野、字茄子畑、字宮脇、字駒場日影、字古岩、字桜町、字鹿之在家、字十二川原、字上半過山、字清水下、字精心場、字前川原、字前澤、字瀧之澤、字中川原、字中沢、字北澤、及び字矢板並びに大字小島及び字下小島並びに大字小牧字下川原、字外手、字山下、字四ッ家、字四原石、字初太郎、字松ノ木、字上ノ段、字太田切、字沢入、字中川原、字堂平、字本麦田、字木戸沢、及び字裏田並びに大字上塩尻字きらめき、字せき志よ、字越川、字越畑、字屋敷添、字屋敷裏、字境、字欠口、字砂間、字座摩、字山根、字新田川原、字大川原、字辰ノ口、字中之島、字南側、及び字北側並びに大字上田字一本松、字円明寺、字蟹原、字詰小場、字金井平、字古屋敷、字古薬師、字袴腰、字黒砂、字桜林、字四十八曲、字蛇沢、字秋葉裏、字上山口、字浄土寺、字西奥山原、字西原、字石切、字煎餅田、字中丘、字中村、字天王沖、字天王前、字東奥山原、字東丘、字東金井、字東原、字東山、字二ノ宮、字馬飼免、字梅原、字片山、字弥吾平、字鈴ノ免、及び字和合沢並びに大字上田原字一ノ口、字園原、字黄金原、字屋鋪田、字下倉升、字下坊住、字花見堂、字鴨池、字刈原、字旗塚、字久保堂、字宮本、字月見原、字古町、字五反田、字御陳ヶ原、字御陳ヶ入、字桜町、字三ッ峯、字三兵、字小松原、字鉦ヶ窪、字上倉升、字上坊住、字清水原、字西原、字赤口、字前田、字相岡山、字相染原、字大越、字谷口、字地久、字竹原、字中原、字中島、字丁田、字長池、字塚原、字塚田、字梅之尾、字天ノ原、字天納、字殿海道、字土橋、字島原、字東原、字南原、字ニツ石、字二ノ口、字八千原、字畔田、字物見山、字兵糧山、字平原、字蓬ヶ原、字北原、字本町、字味方原、字和合、及び字葭原並びに大字上野字雨池、字姥懐、字塩川原、字横山、字横町、字下戸畑、字丸山、字宮林、字戸畑、字三ッ塚、字上野、字西之入、字曾利町、字沢跨、字沢入、字塚田、字道場町、字日向、字番匠町、字樋之口、字樋之沢、字舞台、字北沢入、字堀越、字矢花、字柳田、字遊里平、及び字立山並びに常入1丁目並びに大字常磐城字横畑、字宮前、字建、字小路、字上平、字生心、字声沢、字塚穴、字梅ノ木、字柏木、字眉見林、及び字豊原並びに大字神畑字浦田、字下田畔、字久保田、字原田、字狐池、字五反田、字御陣ヶ入、字坂詰、字山ノ神、字宗明、字上ノ山、字新地河原、字神明河原、字生山、字西村、字川原田、字惣明、字大田、字大洞、字大道下、字大道上、字中村、字中尾、字中尾先、字仲西、字湯川、字畔田、及び字堀切並びに大字諏訪形字一本木、字腰巻、字菅蒲沢、

字上ノ平、字上平、字西ノ原、字西山、字中山田、字土佛、字東沢、及び字堂土並びに大字生田字濱池、字一本木、字堰上、字御所窪、字上河原、字上原、字上平、字千束、字中河原、字中城、字道香、字二ツ山、及び字馬場並びに大字蒼久保、及び字一丁田並びに大字築地字浦田、字浦之山、字屋敷、字下河原、字駕籠田、字久保田、字久保堂、字采女田、字祭之神、字産子沢、字上川原、字西沖、字川原、字前田、字蔵之台、字池下、字八反田、字堀之内、及び字箕輪並びに大字中央東並びに大字中之条字古屋敷、及び字小坂井並びに大字長瀬字亀田、字宮原、字堺田、字日向、字ハツ口、字矢ノ沢、字練合、字練合東山、及び字澤並びに大字東内字下川原、字下木戸、字関下、及び字白髭並びに大字福田字下田、字上手、及び字福田並びに大字別所温泉字塩水、字欠下、字此蘭樹、字山王田、字小金山、字西院内、字西大湯、字西町、字池下、字東院内、字内大門、字日影、字樋之詰、字幕宮、及び字箕輪並びに大字保野字西原並びに大字本郷字下川原、字起、及び字道添並びに大字林之郷字下川原地内において事業地を変更する。

生活排水課

長野県告示第299号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年 6 月11日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
諏訪郡原村字裏之尾根13141の1、字姥ヶ原10762の2、10787の2、10795の2、字桜澤10775の2、10776の2、10777、字桜澤日影10788、10789の2、10796、10798の2、字番飼場12950の2、12950の4
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県飯田建設事務所告示第 8 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成27年 6 月25日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成27年 6 月11日

長野県飯田建設事務所長 水 間 武 樹

- 1 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 152号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
飯田市南信濃八重河内777番の8地先から 飯田市南信濃八重河内1400番の5地先まで	旧	4.0～10.0 ^m	0.1100 ^{km}
		3.4～61.3	0.2350
同 上	新	3.4～61.3	0.2350

- 2 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 418号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡天龍村平岡322番の66地先から 下伊那郡天龍村平岡323番の5地先まで	旧	7.0～21.2 ^m	0.2050 ^{km}
		12.2～54.2	0.1350
同 上	新	12.2～54.2	0.1350

- 3 (1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路 線 名 418号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡売木村719番の3地先から 下伊那郡売木村1番の453地先まで	旧	5.1～57.3 ^m	0.9927 ^{km}
		12.0～75.8	1.4645
同 上	新	12.0～75.8	1.4645

- 4 (1) 道路の種類 県道
- (2) 路 線 名 阿南根羽線
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
下伊那郡売木村698番の1地先から 下伊那郡売木村690番の2地先まで	旧	5.1～13.8 ^m	0.0277 ^{km}
		6.5～12.0	0.0228
下伊那郡売木村718番地先から 下伊那郡売木村690番の2地先まで	新	6.5～12.0	0.0228

道路管理課

長野県教育委員会告示第2号

平成28年度長野県立中学校入学選抜要綱を次のとおり定めました。

平成27年6月11日

長野県教育委員会

1 要綱の名称

平成28年度長野県立中学校入学選抜要綱

2 要綱の内容

要綱の内容は、長野県教育委員会のホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/index.html>）に掲載しました。

高校教育課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

公告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成26年法律第101号）第18条第1項の規定により、次のとおり農用地利用配分計画を認可しました。

平成27年6月11日

長野県知事 阿部守一

1 認可した農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
春原 好男	上田市仁古田1538	上田市浦野字前沖内堀254－1 ほか1筆
荒井 信博	上田市上室賀1915	上田市岡字山崎411－1 ほか2筆
和泉 潤一	上田市上室賀1881	上田市上室賀字石原1941－3
増田 康正	小県郡青木村大字当郷1799	小県郡青木村大字当郷字惣門365－1 ほか13筆
株式会社いいじま農産	上伊那郡飯島町飯島2569－2	上伊那郡飯島町飯島2753－1 ほか1筆
満澤 智光	上伊那郡飯島町七久保1838	上伊那郡飯島町七久保2093
株式会社田切農産	上伊那郡飯島町田切2820	上伊那郡飯島町田切1023ほか62筆
一般社団法人田切の里営農組合	上伊那郡飯島町田切2820－1	上伊那郡飯島町田切1011ほか177筆

10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年6月11日

長野県知事 阿部守一

1 申請のあった年月日

平成27年6月4日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人良風来

3 代表者の氏名

松澤 豊美

4 主たる事務所の所在地

須坂市大字五閑152番地4

5 定款に記載された目的

この法人は、要支援者、要介護者、障害者に関わる、介護保険等に関連する事業を行い、医療、介護、福祉に貢献することを目的とする。

県民協働課

公告

平成27年6月8日、塩尻市堅石土地改良区の定款変更を認可しました。

平成27年6月11日

長野県知事 阿部守一

農地整備課